

答申の概要（ヘイトスピーチ該当性等の有無）〔令6-職1〕

第1 当審査会の結論

諮問のあった下記の表現活動（以下「本件表現活動」という。）は、大阪市ヘイトスピーチへの対処に関する条例（以下「条例」という。）第5条第1項各号に掲げる表現活動に該当するが、条例第2条第1項に規定するヘイトスピーチ（以下単に「ヘイトスピーチ」という。）には該当しない。

記

大阪市内にある建物（以下「本件建物」という。）の扉において張り紙（以下「本件張り紙」という。）を掲出し、不特定多数の者が視認できる状態に置いていた行為

第2 結論に至った理由

1 調査審議の対象とする本件表現活動について

本件表現活動の内容は、随時、追加や削除による変更が可能であることから、本件表現活動の調査審議に当たっては、どの時点のものを対象とするかが問題となるが、随時変更されることがある本件表現活動の内容について、当審査会の答申時までの変更経過を逐次確認し、その変遷も含めてすべて調査審議の対象としていくことは、当審査会における調査審議を複雑・困難化させることから、本件表現活動に関する情報を大阪市に提供した者からの情報提供を受けて大阪市長の補助組織である大阪市民政局において確認した令和6年9月26日時点における本件表現活動の内容を調査審議の対象とすることとした。

2 本件表現活動に係る申出人等からの意見等

(1) 申出人

本件表現活動は、ヘイトスピーチと考えられるものとして、大阪市に提供された情報をもとに、条例第6条第1項に基づき大阪市長の職権で諮問されたものであるため、条例第5条第2項に規定する申出に係る申出人は存在しない。

(2) 本件表現活動を行ったもの

条例第9条第2項では、表現活動を行ったものについて書面により意見を述べるとともに有利な証拠を提出する機会を与えなければならないとされているが、その趣旨は、表現活動を行ったものが、当該表現活動がへ

イトスピーチに該当すると認定され、条例第5条第1項の規定による措置及び公表の対象とされることにより不利益を被る可能性のあることに鑑み、弁明や反論及び自己に有利な証拠を提出する機会を付与することにより、その権利・利益を保護することにあると考えられる。

この点、本件表現活動は、下記4に記載のとおり、ヘイトスピーチに該当しないため、同項の規定による措置及び公表の対象とはならないと考えられる。したがって、本件表現活動を行ったもの（以下「本件表現活動者」という。）については、意見等を提出する機会を付与しないことによってその権利・利益に影響を及ぼすとは考えられず、このような場合にまでそうした機会を付与することは、かえって、本件表現活動者に対して、当該機会付与に応じるべきかどうかの判断を強いるとともに、仮に本件表現活動者が応じざるを得ないと判断する場合には、意見書の作成や証拠の収集整理を行うための負担を強いることとなり、条例第9条第2項の規定の趣旨にそぐわないと考えられる。

よって、本件表現活動者については、条例第9条第2項の規定に基づく意見等を提出する機会及び同項の規定を前提とする同条第3項の規定に基づく口頭で意見を述べる機会を付与しないこととした。

3 本件表現活動の条例第5条第1項各号該当性について

(1) 条例第5条第1項第1号該当性について

本件表現活動は、大阪市内において、本件建物に本件張り紙を掲出し、本件建物の前の道路を通行する不特定多数の者が視認できる状態に置いていたものであることから、大阪市内で行われたものであると認められ、本件表現活動は、条例第5条第1項第1号に該当する。

(2) 小括

本件表現活動は、上記(1)に記載したとおり、条例第5条第1項第1号に該当するので、ヘイトスピーチ該当性の判断を行うこととする。

4 本件表現活動のヘイトスピーチ該当性について

(1) 特定人等に関する表現活動であることの必要性について

条例の制定経緯、文理、趣旨及び条例第2条第1項各号の規定によれば、表現活動がヘイトスピーチに該当するためには、人種若しくは民族に係る特定の属性を有する個人又は当該個人により構成される集団（以下「特定人等」という。）に関する表現活動であることが要件となっている。これは、表現活動が、特定人等の人種又は民族の属性を問題にして、社会からの排除、権利若しくは自由の制限又は明らかに憎悪若しくは差別の意識若

しくは暴力をあおることのいずれかを目的として行われるものであること、及び、同じく、特定人等の人種又は民族の属性を問題にして、相当程度の侮蔑若しくは誹謗中傷をするもの又は脅威を感じさせるもののいずれかに該当するものであることが、当該表現活動において社会通念上認められることを要件としていると解される。よって、以下、本件表現活動が当該要件を満たしているかについて検討する。

(2) 本件表現活動について

本件張り紙においては、戦前の教育の基本方針が再び採用されることを望む旨、中国に対する蔑称として用いられているものであると一般的に言える表現を用いて、中国及び「朝鮮」を敵対視する旨及び国家体制を守るべきとする旨の文言が確認される。中国に対する蔑称として用いられているものであると一般的に言える表現や、文脈上、蔑称の意味合いを持つ場合もある「朝鮮」という表現が用いられているものの、本件表現活動は本件張り紙が掲出されているだけであり、それ以外の情報を得ることができない。

また、戦前の教育の基本方針が再び採用されることを望む旨及び国家体制を守るべきとする旨との文言は明確に国家に対する政策提言や国家の形態に関する表現であると考えられる。

これらを勘案すると、本件表現活動においては、中国に対する蔑称として用いられているものであると一般的に言える表現及び「朝鮮」は国家を指し、特定の人種又は民族の属性を問題にしているとは認められない。

以上から、本件表現活動は、(1)で示した要件を満たしておらず、条例に規定する特定人等に関する表現活動とは認められないため、条例第2条第1項第1号及び第2号に規定する表現活動には該当しない。

(3) 小括

したがって、その余について判断するまでもなく、本件表現活動は、ヘイトスピーチには該当しない。

5 結論

以上の次第で、第1記載のとおり判断した。

(参考) 答申に至る経過

令和6年度 令6-職1

年 月 日	経 過
令和 6年 10月 8日	諮問（ヘイトスピーチ該当性等の有無）
令和 6年 10月 8日	調査審議（論点整理）
令和 7年 3月 4日	調査審議（論点整理）
令和 7年 5月 1日	調査審議（論点整理）
令和 7年 6月 5日	調査審議（答申案）
令和 7年 7月 28日	調査審議（答申案）
令和 7年 8月 5日	答申（ヘイトスピーチ該当性等の有無）